

# 一般等貸付申込説明書

～申込みをお考えの方は御覧ください。～

## 1 貸付種別・事由等

貸付種別	貸付の事由	貸付限度額	償還回数	利率(変動) (H31.4現在)※1	申込みの時期	添付書類※2
一般	組合員が臨時に資金を必要とする場合 (生活費・借金の返済のための借入は不可)	200万円	120回以内	年利 1.32% 月利 0.1100%	資金を必要とする日前後 1月以内	(送金額が100万円以上の場合) 必要額を確認できる書類(写し) (契約書、請書、請求書又は注文書。見積書は原則不可)
教育	組合員、被扶養者、又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に定める高等学校、大学等に入学又は修学するため資金を必要とする場合	550万円	250回以内			合格通知書(写し)、入学証明書(写し)又は 在学証明書及び必要額が確認できる書類(写し) (海外の教育機関の場合、翻訳) (対象者が組合員又は被扶養者でない場合) 組合員との続柄を確認できる戸籍謄本等
災害	組合員又は被扶養者が水震火災その他非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	年利 0.99% 月利 0.0825%	罹災後3月以内 (激甚災害の場合は3年以内)	市区町、警察署又は 消防署等が発行する 罹災証明書
医療	組合員、被扶養者、又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)が医療を受けるため資金を必要とする場合	120万円	110回以内		医療を受けている期間又は 治癒後1月以内	医師の診断書 (対象者が組合員又は被扶養者でない場合) 組合員との続柄を確認できる戸籍謄本等
結婚	組合員又は子が結婚をするため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	年利 1.32% 月利 0.1100%	原則として結婚前6月以内	必要額を確認できる書類(写し) 式場予約申込受理証明書(写し)又は 媒酌人等の挙式予定証明書等 (対象者が組合員又は被扶養者でない子の場合) 組合員との続柄を確認できる戸籍謄本等 (婚姻後の申込みの場合) 婚姻の事実を確認できる戸籍謄本等 (内縁関係の場合) 住民票及び民生委員又は所属所長の証明
葬祭	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内		【葬儀・法事】(対象者の死亡日 から2月以内に行われる) 葬儀・法事等の日から1月以内 【墓地等購入】(対象者の死亡日 から概ね1年以内に取得する)	必要額を確認できる書類(写し) (契約書、請書、又は請求書) (対象者が組合員又は被扶養者でない場合) 組合員との続柄を確認できる戸籍謄本等

※1 貸付利率には、貸付保険料充当金率(月利0.005%・年利0.06%)が上乘せられています。

※2 添付書類については、貸付の審査にあたりその他必要な書類を提出いただく場合があります。(写し)と記載のないものについては、必ず原本を提出してください。

なお、(写し)の提出で可となっているものについて、原本証明は不要です。

## 2 貸付けの条件について

貸付けを受けるための資格・条件は次のとおりです。

(1)組合員期間が6か月以上であること。

※ 貸付申込日の属する月の月末まで引き続く期間であり、他の公務員の共済組合加入期間を含む。  
ただし、退職手当の算定の基礎となる勤続期間として引き続くものに限る。

(2)償還の確実性があること。

(3)過去に当共済組合の貸付規程違反をしていないこと。

(4)転入により、他の共済組合の「徴収嘱託制度」、「償還継続制度」を利用していないこと。

(5)未婚である未成年者については、法定代理人から金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書が徴収できること。

## 3 借換について

既に貸付けを受けて現在償還中の方(以下「借受人」といいます。)が、更に同一種別の貸付けを受けたい場合、同一種別の貸付けを貸付限度額に達するまで、再度申込むことができます。(ただし、一般貸付けは前回の貸付けは前回の貸付から2年以上経過していること。)

この場合、申込人への送金額は申込金額から既貸付けの未償還元金を差し引いた金額となります。(借換)

(借換の例)

申込金額	－	現在償還中の未償還元金	=	送金額(1円単位)
[1, 500, 000円]	－	[522, 469円]	=	[977, 531円]

- ・借換による貸付けの申込みをする場合は、「貸付申込書」の貸付区分欄は「借換」を○で囲んでください。
- ・育児休業、無給休職等で償還金の猶予残がある場合も申込金額より差し引いた金額の送金となります。

## 4 申込方法及び提出締切日について

・「貸付申込書」、「貸付借用証書」、「貸付事業における個人情報に関する同意書」、「借入状況等申告書」及び「直近の給与明細書(写し)」(休職等により、給与の一部または全部が支給されていない場合は、全額支給されている直近のもの)申込人が必要事項を記入し、貸付けの種別に応じた書類を添付し所属所長の証明を受け、当支部へ提出してください。

・「貸付申込書」の提出締切日は、毎月20日(当支部必着)とし、休日の場合は前日が締切日となります

## 5 貸付送金日について

・貸付送金日は、翌月24日(金融機関休業日の場合は、直後の金融機関営業日)に申込人の給料振込み口座、市町費等職員については、当支部へ届出の振込指定口座へ送金します。

・貸付の申込みを取り消す場合には、貸付送金日の属する月の前月末日までに申し出てください。

## お問い合わせ先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎5階  
公立学校共済組合三重支部 福祉班 貸付担当  
TEL 059-224-2989